

1 増値税法

2 国家市場監督管理総局による「会社登記管理実施弁法」

3 台湾地区の裁判所による民事判決の承認及び執行に関する最高人民法院による規定（改正）

1. 増値税法

2024年12月25日、国家主席令第41号として「増値税法」が公布され、2026年12月25日より施行される。増値税法は、税収の「法定主義」を徹底したもので、現在有効な「増値税暫行条例」（増値税法の施行とともに同条例は廃止される）や「營業税から増値税への全面的徴収の試行に関する財務部、国家税務総局による通知」の規定内容を吸収し、18種の税のうちの14番目の租税法律として打ち出された。

増値税法は、総則、税率、納税すべき金額、税収優遇、徴収管理、付則の計6章38条から構成されている。総則の部分では、課税対象範囲の分類を調整し（加工、修理部品交換作業労務が役務に統合される。）、国内で発生する課税取引の範疇を明確にし、さらに増値税の金額が取引の証憑にて明記される必要があるとされている。税率の部分では、簡易課税の方法が適用される場合一括して3%の税率が適用されることが明確にされて、1つの取引について複数の税率等が関係する場合、課税取引の主要業務に従い、税率と徴収率を適用するとされた。また課税金額の計算方法と売り上げの査定方法も従前の規定より明確にされている。また税金徴収の規定では、課税地の確定方法の明確化や電子発票に関する規定の追加がなされている。

（全国人民代表大会常務委員会 2024年12月25日公布、2026年1月1日施行）

2 国家市場監督管理総局による「会社登記管理実施弁法」

2024年12月20日、国家市場監督管理総局により「会社登記管理実施弁法」（国家市場監督管理総局令第95号、以下「実施弁法」という）が公布され、2025年2月10日より施行される。主な内容は以下の通りである。

(1) 会社登記管理の要求の明確化

会社登記機関は、全国統一の市場を構築するという要求に従って、規範的に職務を遂行し、誠実で安全な市場秩序を守らなければならない。同時に、会社の登記や登録をする時、申請人は提出材料の真实性、合法性と有効性に対して責任を負わなければならない。

(2) 改正会社法及び関連行政法規に関する規定要求の細分化

まず、会社の登録資本金の納付に関する要求を細分化する。

「実施弁法」では、有限責任会社であれば株主が新たに資本金を納めるまでの5年間の期間、株式会社であれば資本金の増加後に資本金の変更登記の期間などが定められている。次に、会社の届出義務についても規定を設けて強化している。監査委員会を設置して監事会の職権を行使する会社において董事の届出を行う場合、当該董事が監査委員会のメンバーであることを明記する。同時に、会社は法律に基づいて連絡員を登録して、効果的な疎通を確保しなければならない。またいわゆる「董監高」が在職資格制限事由に該当する場合、会社は直ちに本人の役職を解任して届出を提出しなければならない。

(3) 会社の登記手続の規範化

「実施弁法」はまた行政部門間でデータ共有の検証の確認方式、株主の死亡あるいは抹消の時抹消の登録方法などを定めている。

(4) 会社の登記管理とサービスの強化

別枠管理体制を細分化する。会社法施行前に營業停止等の記録がある企業など別冊管理の対象、手順、結果、登録回復の条件を明確にする。また、仲介業者の責任を明確にする。仲介機関は会社の登記などの業務に従事して国家の利益あるいは彼らの合法的な權益を損なうことを利用してはいけない。最後に、会社の營業許可証と社会信用コードの管理を統一する。

（国家市場監督管理総局 2024年12月20日公布、2025年2月10日施行）

3. 台湾地区の裁判所による民事判決の承認及び執行に関する最高人民法院による規定（改正）

最高人民法院は、2024年12月25日付に「台湾地区の裁判所による民事判決の承認及び執行に関する最高人民法院による規定」（以下「新規定」という）を公布し、2025年1月1日から新規定が施行される。今回の改正は規定の合理性・実用性をより向上させ、台湾地区裁判所の判決・裁定の承認と執行に積極的な影響を及ぼすものになっている。主なポイントは以下の通りである。

(1) 申請者の範囲の更なる拡大である。新規定では、申請者の範囲を、当事者の相続人・権利受給者にまで広げる。つまり、財産の相続または債権債務の譲渡などの状況に関係するならば、新規定によって、当事者の相続人あるいは権利を受ける人も大

陸に来て認可と執行を申請する権利が認められている。

(2) 申請の認可と手続きの実行の更なる最適化である。新規定は第3条の中で1項を追加して、申請者が認可を通常の申請をした時、または直接執行を申請した時の人民法院の異なる処理方式を詳しく規定しており、人民法院の審査と解釈の義務を明確にする。新たに追加された第9条は、人民法院が申請書謄本を被申請人に送達する時間と被申請人が意見を提出する期限を明確にし、被申請人が意見を提出しない場合と延期を申請する場合について規定している。

(3) 申請書類の要求及び証拠認定規則の更なる明確化である。第6条は申請材料の要求をより明確かつ具体的にしており、当事者が一度にそろった材料を準備するのに役立つ、材料の不備による重複等の事態を減らすことになる。また、新たに第12条の

証拠の真正性認定に関する規定が設けられ、それにより証拠審査の効率が向上することが期待される。

(4) 裁定の不承認の状況がさらに明確化された。第16条により台湾地区法院の民事判決を認めない場合を増やした。詐欺によって判決を受けた場合、又は大陸人民法院が既に裁判又は仲裁機関が既に仲裁裁決を行った場合などが追加された。

(5) 「重複訴訟」に関する事項や実行の根拠がより明確にされた。第23条は一部認められた裁定はまた執行の根拠とすることができ、執行業務に更に明確な法律の指針を付与することになる。

(工業及び情報化部2024年12月17日公布、2025年1月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依頼されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。